



発行 新潟県

第 58 号

平成25年7月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 912 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 913 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 914 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 915 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 916 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 917 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 918 公共測量の実施通知（監理課）
- 919 道路の区域変更（道路管理課）
- 920 道路の供用開始（道路管理課）
- 921 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 922 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）
- 923 小木港中央ふ頭2号物揚場公有水面埋立免許（港湾整備課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（財務課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

公安委員会告示

- 65 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第912号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
尾股 丈	耳鼻咽喉科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	H25.7.1	第15条第1項の医師に指定した
高橋 毅	内科	町立湯沢病院	湯沢町大字湯沢2877-1	〃	〃
鈴木 良典	内科	町立湯沢病院	湯沢町大字湯沢2877-1	〃	〃

大橋 拓	外科	新潟県立坂町病院	村上市下鍛冶屋589	〃	〃
榎本 剛彦	外科	村上総合病院	村上市田端町2-17	〃	〃
高橋 勇樹	整形外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
齋藤 正幸	呼吸器外科、 心臓血管外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
古塩 純	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
井淵 慎弥	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
塚田 正範	小児科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
鈴木 晋	外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
山崎 一磨	外科	けいなん総合病院	妙高市田町2-4-7	〃	〃
岡村 拓磨	外科	立川総合病院	長岡市神田町3-2-11	〃	〃
平野 謙一郎	外科	新潟県立小出病院	魚沼市日渡新田34	〃	〃
林 純一	外科	新潟県立小出病院	魚沼市日渡新田34	〃	〃
池田 義之	外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
依田 拓也	整形外科	新潟手の外科研究所病院	聖籠町諏訪山997	〃	〃

◎新潟県告示第913号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
亀貝業務地区（第二期）	新潟市西区亀貝字堤の一部 同市西区亀貝字前田の一部	平成25年7月17日

◎新潟県告示第914号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
鳥屋野大島業務地区（陽街）（第三期）	新潟市中央区鳥屋野字中沼の一部	平成25年7月17日

◎新潟県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので平成25年7月29日から平成25年8月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 土沢地区土地改良事業共同施行	土沢	区画整理	新規	土地改良事業 計画書の写し 規約の写し	南魚沼市役所	第95条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営松浦地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成25年7月29日から平成25年8月23日まで
- 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎
- その他
 - この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第917号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 処分をした年月日 平成25年5月15日
- 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新和商行
水澤 伊一
- 主たる営業所の所在地
上越氏昭和町2-4-2
- 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第20435号
- 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実
平成25年5月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年 5月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社滝長建設
滝澤 長雄
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市本田屋1010-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第1060号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年 5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年 5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長岡住設株式会社
篠原 賢二
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市関原南2-4144
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第6984号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年 5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年 5月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社アイゼン建工
小野塚 茂
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市希望が丘1-158-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第42990号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年 5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年 5月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社シンサン
元波 眞太
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市五智3-9-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39640号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成25年 5 月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年 5 月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

ミヤオウエイト

宮尾 幸夫

3 主たる営業所の所在地

妙高市広島 1 - 7 - 33

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21) 第43340号

5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年 5 月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年 5 月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社カネサ佐藤

佐藤 吉則

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区鳥屋野428- 2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23) 第23020号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年 5 月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年 5 月29日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社サンライト

鈴木 晃

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区川口乙578-24

4 許可番号 新潟県知事許可(般-20) 第41344号

5 処分の内容 電気工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年 5 月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年 5 月29日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

越産業株式会社

相澤 喜三郎

3 主たる営業所の所在地

長岡市蓮潟 3 - 7 - 31

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第28143号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年5月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ナカヤスポーツ
佐藤 敏夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区姥ヶ山4-3-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41789号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高野建設
高野 英昭
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字平井3850
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第9130号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟
石川 勇
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市喜多町字金輪138-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第16968号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
星塗装店
-

星 勝

- 3 主たる営業所の所在地
燕市分水大武2-1-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第22201号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社北友建設
鈴木 俊一
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市上中195
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第21766号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社金井商事
金井 勝
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市名立区名立小泊102-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第39332号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ティーエム工機
水留 好文
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市緑岡65-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43858号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社オーシャンコンストラクト
大竹 勇雄
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市舟入町1-16-25
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43493号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年6月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年6月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関越ソーラー
長谷川 浩
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市中島469-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第17568号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年6月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
藤和建设株式会社
後藤 政夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区鑑西2-3-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-20)第15097号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第918号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(上越地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)三和南部地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成25年7月16日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 三和区 田ほか 地内

◎新潟県告示第919号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市浜河内字中セ1011番2から	新	6.0～56.5メートル	119.2メートル
同市浜河内字中セ1011番3まで	旧	5.0～13.0メートル	165.0メートル

◎新潟県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市浜河内字中セ1011番2から同市浜河内字中セ1011番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月26日

◎新潟県告示第921号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 区域の名称
神明町急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域
加茂市
神明町二丁目
3176番103 1号
大字上条字開ノ前
3176番75 2号から5号まで
3176番73 6号
神明町二丁目
3176番120 7号
3176番118 8号
3176番43 9号
3176番84 10号

◎新潟県告示第922号

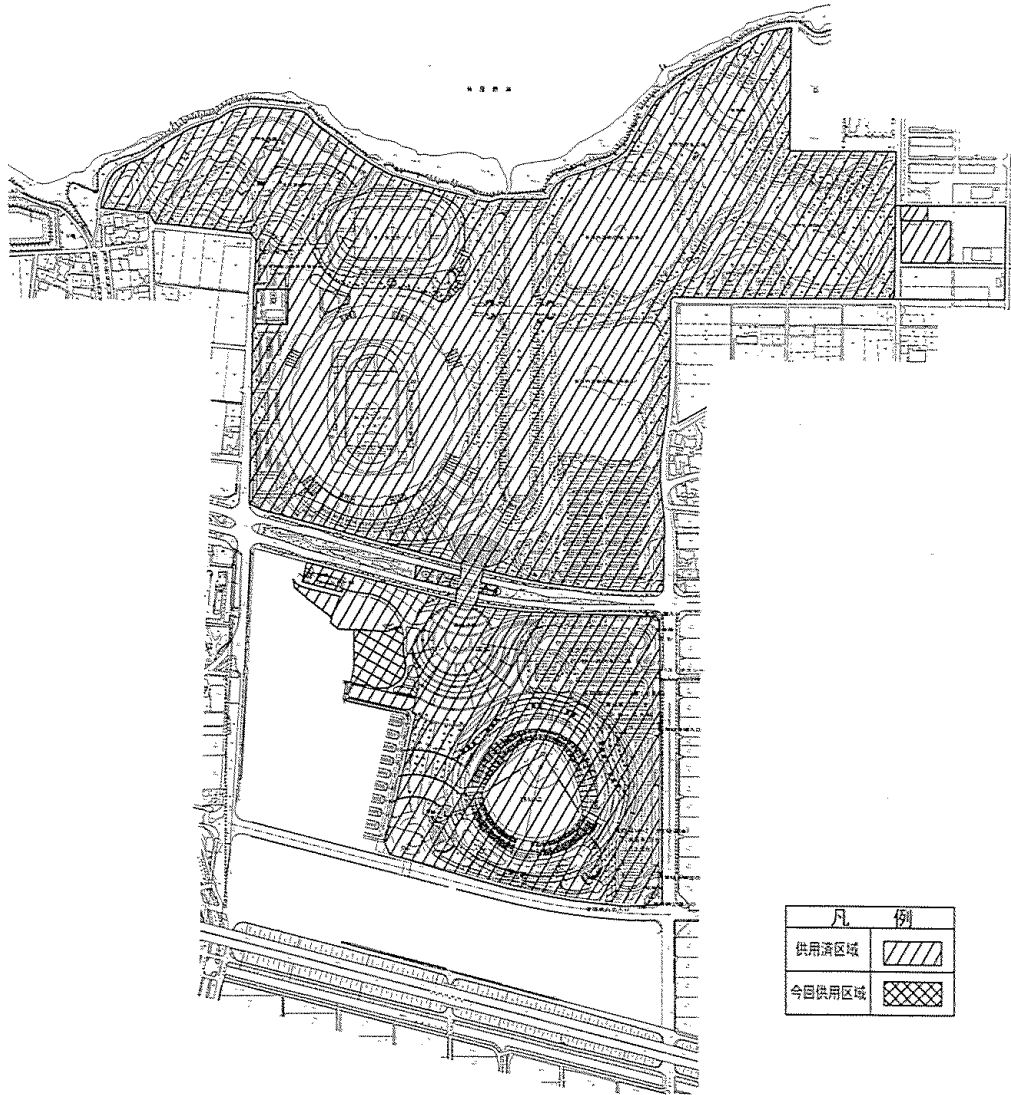
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成25年 7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 都市公園の位置
新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、
字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目
- 3 変更に係る都市公園の区域
新潟市中央区長潟字宮谷内の一部（別紙図面のとおり）
- 4 変更に係る区域の供用開始の期日
平成25年 8月 1日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・供用開始区域



公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりであった。

なお、関係図書及び書面は、平成25年7月26日から平成25年8月15日まで、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡港湾空港事務所並びに佐渡市役所において縦覧に供する。

平成25年7月26日

小木港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 出願の年月日

平成25年7月10日

2 出願人の名称及び住所

出願人住所 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市小木1935番地1の土地及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち11の地点から21の地点までを順次結ぶ平成24年秋分の満潮位（D.L.+0.584m）における公有水面と陸地との境界線、21の地点から31の地点までを順次直線で結んだ平成24年秋分の満潮位（D.L.+0.584m）における公有水面との境界線、及び31の地点と11の地点とを結ぶ平成24年秋分の満潮位（D.L.+0.584m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

11の地点 佐渡市小木1935番地1 道路敷基準点（北緯37度48分539秒、東経138度16分47秒）から167度43分45秒
23.507mの地点

12の地点 11の地点から 111度22分 8秒 9.298mの地点

13の地点 12の地点から 111度30分59秒 10.001mの地点

14の地点 13の地点から 111度31分47秒 5.600mの地点

15の地点 14の地点から 111度16分53秒 4.400mの地点

16の地点 15の地点から 111度20分19秒 10.001mの地点

17の地点 16の地点から 111度28分56秒 10.000mの地点

18の地点 17の地点から 111度27分43秒 10.000mの地点

19の地点 18の地点から 111度27分32秒 9.999mの地点

20の地点 19の地点から 111度23分38秒 1.201mの地点

21の地点 20の地点から 201度23分14秒 5.495mの地点

22の地点 21の地点から 291度23分38秒 1.201mの地点

23の地点 22の地点から 21度23分 2秒 2.600mの地点

24の地点 23の地点から 291度26分 4秒 10.002mの地点

25の地点 24の地点から 291度25分52秒 10.000mの地点

26の地点 25の地点から 291度26分 0秒 10.000mの地点

27の地点 26の地点から 291度25分52秒 10.000mの地点

28の地点 27の地点から 291度26分19秒 4.399mの地点

29の地点 28の地点から 291度25分45秒 5.600mの地点

30の地点 29の地点から 291度25分52秒 10.000mの地点

31の地点 30の地点から 291度40分44秒 9.299mの地点

64の地点 31の地点から 21度25分31秒 2.461mの地点

(3) 面積

207.51 m²

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市小木1935番地1の土地及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち41の地点から11の地点までを順次結んだ線、及び11の地点と41の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

41の地点 佐渡市小木1935番地1 道路敷基準点（北緯37度48分53秒、東経138度16分47秒）から167度 2分32秒 23.092mの地点

42の地点 41の地点から 111度25分59秒 9.299mの地点

43の地点 42の地点から 111度25分52秒 10.000mの地点

44の地点 43の地点から 111度25分45秒 5.600mの地点

45の地点 44の地点から 111度26分19秒 4.399mの地点

46の地点 45の地点から 111度25分52秒 10.000mの地点

47の地点 46の地点から 111度22分37秒 10.000mの地点

48の地点 47の地点から 111度27分24秒 10.000mの地点

49の地点 48の地点から 111度27分43秒 10.000mの地点

50の地点 49の地点から 111度23分38秒 1.201mの地点

20の地点 50の地点から 201度29分 8秒 0.505mの地点

21の地点 20の地点から 201度23分14秒 5.495mの地点

51の地点 21の地点から 201度24分07秒 1.705mの地点

52の地点 51の地点から 253度36分15秒 1.520mの地点

53の地点 52の地点から 290度46分31秒 10.006mの地点

54の地点 53の地点から 290度11分38秒 10.003mの地点

55の地点 54の地点から 290度36分47秒 10.001mの地点

56の地点 55の地点から 290度11分 0秒 10.002mの地点

57の地点 56の地点から 291度35分10秒 4.401mの地点

58の地点 57の地点から 287度48分42秒 5.610mの地点

59の地点 58の地点から 290度52分40秒 10.001mの地点

60の地点 59の地点から 292度42分37秒 9.320mの地点

61の地点 60の地点から 21度17分20秒 3.550mの地点

62の地点 61の地点から 291度25分20秒 0.674mの地点

63の地点 62の地点から 21度25分43秒 5.110mの地点

64の地点 63の地点から 111度26分13秒 0.700mの地点

11の地点 64の地点から 21度28分52秒 0.399mの地点

(3) 面積

652.97 m²

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成25年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人緑とくらしの学校

3 代表者の氏名

小菅 江美

- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字滝寺 251 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項については</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) えちご田舎体験にかかわる交流事業</u></p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、サーバイメータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける

ものである。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

簡易サーベイメータ	700台
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	182式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月18日(水)

(4) 納入場所

新潟県防災局原子力安全対策課
新潟市中央区新光町4番地1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成25年9月5日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成25年9月6日(金) 午後1時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年8月29日（木）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の成立要件

契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Simple survey meter [700] units

② NaI(Tl) scintillation survey meter [182] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. August 29, 2013

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. September 6, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県教育情報ネットワークシステム (NEIN) 用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
教育庁財務課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年7月11日(木)
- 6 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社新潟営業所 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077
- 7 落札価格
119,750,400円
- 8 入札公告日
平成25年5月31日(金)
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規定第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月26日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 調達物品及び数量
手術用顕微鏡 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年7月2日
- 6 落札者の氏名及び住所
源川医科器械株式会社
新潟県新潟市中央区東中通2番町279番地
- 7 落札価格
43,050,000円
- 8 入札公告日
平成25年5月17日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

平成25年7月26日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習（以下「3号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成25年8月28日（水）から平成25年8月30日（金）までの3日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成25年8月6日（火）から平成25年8月7日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(イ) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成25年8月20日（火）から平成25年8月21日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）